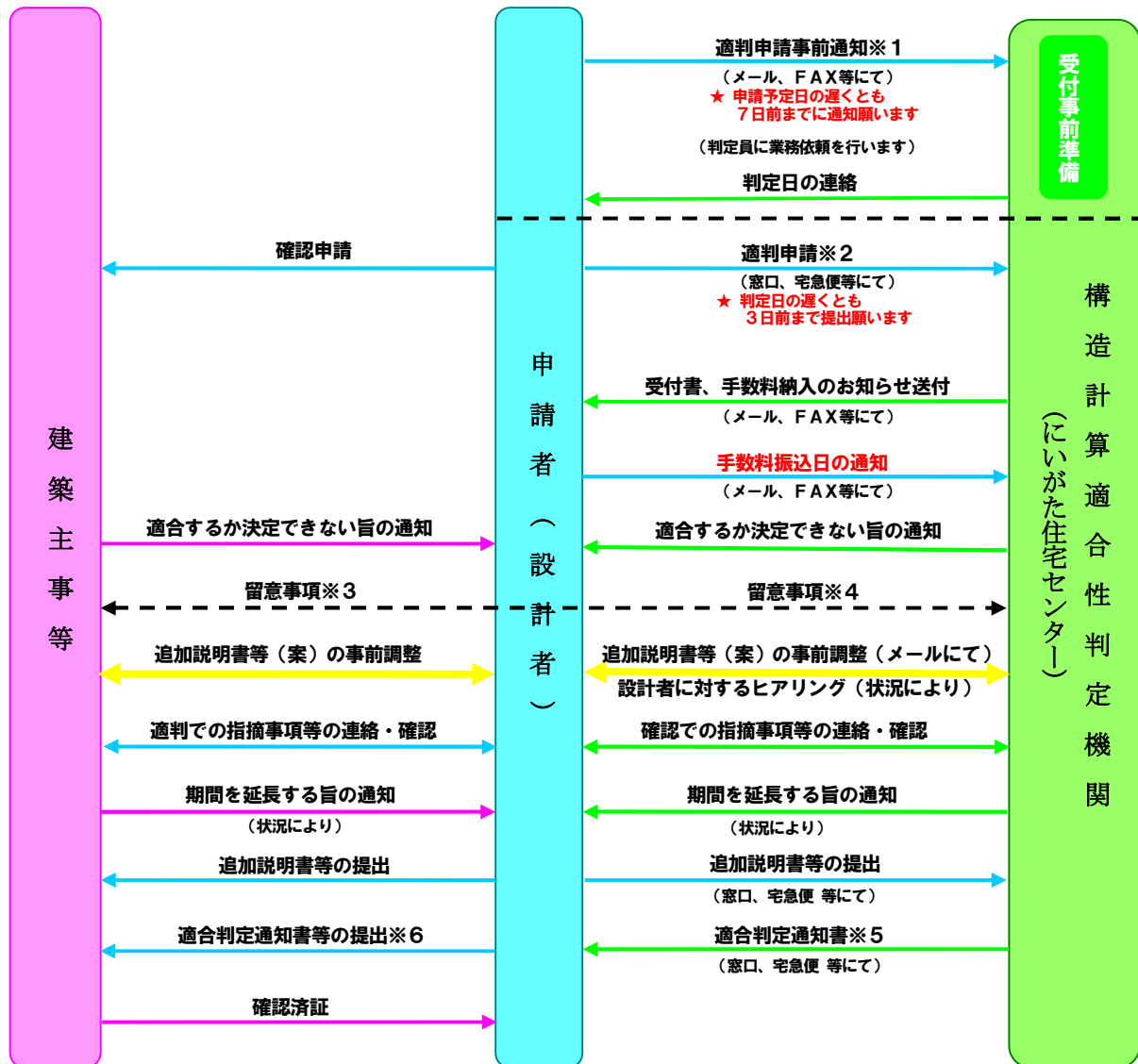


## H27年6月1日以降（改正後）の判定業務の標準的な流れ



- ※1 事前に申請時期を教えて頂くことにより、受け付け準備や担当判定員のスケジュール調整を行います。構造計算適合性判定事前通知書、構造計算適合性判定事前通知書(別紙)を送付(メール、FAX等)ください。
- ※2 申請の受付は、提出書類の不備等がなければ受付となります。申請時に提出して頂くものは①適合性判定申請連絡票②委任状(代理者が申請を行う場合)③適合性判定申請書④設計図書⑤建築計画概要書がそれぞれ2部となります。
- ※3 建築主事等から適判機関に対して留意事項がある場合、建築主事等は適判機関に通知し、回答を得る。適判機関から建築主事等に対して留意事項の通知があった場合、建築主事等は適判機関に対して回答する。
- ※4 適判機関から建築主事等に対して留意事項がある場合、適判機関は建築主事等に通知し、回答を得る。建築主事等から適判機関に対して留意事項の通知があった場合、適判機関は建築主事等に対して回答する。
- ※5 適判申請書の副本(図書、書類及び追加説明書等を含む。)を添えて交付する。
- ※6 適合判定通知書又はその写し、及び適判申請書の副本(図書、書類及び追加説明書等を含む。)